

勅令第三百三十五號

昭和十八年三月十七日

行政查察規程

- 第一條 大東亞戰爭ニ際シ行政運営ノ適正ヲ期スル爲臨時行政查察ヲ行ハシム
- 第二條 行政查察ハ實地ニ就キ行政ノ實績就中生産力擴充ニ關スル重要政策ノ滲透具現ノ狀況ヲ查察スルヲ以テ本旨トシ兼ネテ綱紀ノ強弛ヲ檢明スルモノトス
- 第三條 行政查察ニ當ラシムル爲其ノ都府内閣ニ行政查察使ヲ置ク
- 行政查察使ハ國務大臣及内閣顧問ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
- 第四條 行政查察使ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ク
- 第五條 行政查察使ニ隨員若干人ヲ附屬シ行政查察使ノ職務ヲ助ケシム
- 前項ノ隨員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ各該高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

- 高等官ニ非ズシテ第一項ノ隨員ヲ命セラレタル者ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トシ其ノ職務ニ關シテハ官吏服務紀律ヲ準用ス
- 第六條 内閣總理大臣ハ所要ニ應ジ行政查察使ニ附若干人ヲ附屬シ行政查察使ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得
- 前項ノ附ハ各廳廳長ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ
- 第七條 行政查察使ニ關スル庶務ハ内閣官房ニ於テ之ヲ整理ス
- 第八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外行政查察使及所屬隨員ノ職務執行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス